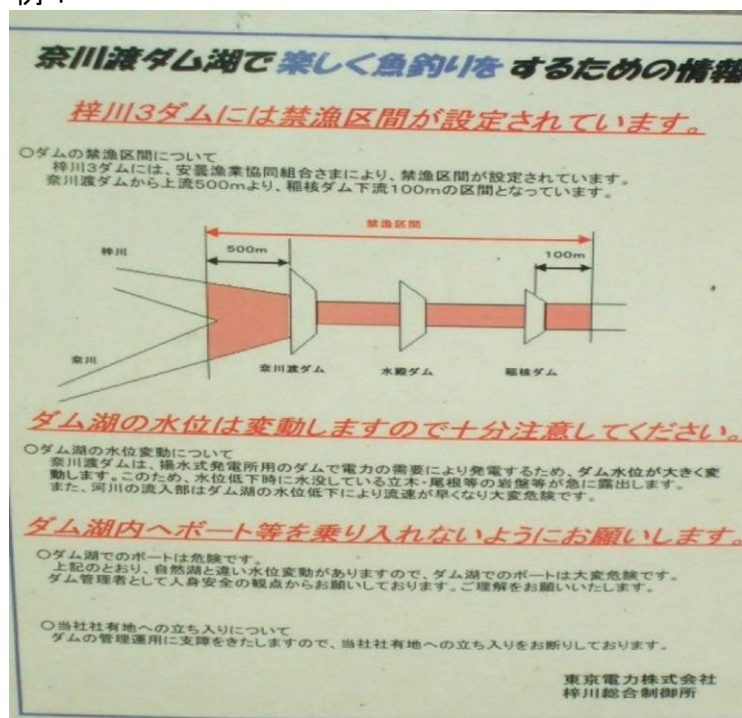


## 電力会社による、釣り人等、河川利用者へのダム放水・感電事故防止等の危険周知方法

基本的な対応（河川法に基づくもの）	県内事業所等が独自に実施している対応	
1 ダム放流時にサイレンを鳴らす (川の規模による)	中部電力 ・長野水力センター ・飯田水力センター	①学校へチラシ配布（長野水力センター） ②河川内学習の場合は事前に連絡をもらう体制（長野水力センター） ③漁協の遊漁券への記載（飯田水力センター）
2 サイレンが鳴らない場所はパトロール車により周知	東京電力 ・千曲川事業所 ・松本事業所 ・犀川事業所 ・高瀬川事業所	①漁協のポスター、チラシ、遊漁券等への記載（千曲川事業所） ②ダム禁漁区の看板設置（松本事業所） ③ポスターを作製し学校等へ掲示、放水前にパトロールを実施（犀川事業所） ④放水前にパトロールを実施（高瀬川事業所）
3 看板の設置	関西電力 ・木曽電力所	①小中学校、漁協等へ啓発チラシを配布（木曽電力所） ②放水前にパトロールを実施（木曽電力所）

## 【危険周知の看板例（東京電力松本事業所提供）】

## 例1



## 例2



